

鹿児島労働局では、賃金引上げや生産性向上に資する支援策をご用意しています！
～賃金引上げの際には是非ご利用ください～

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等による生産性向上を支援します！

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**生産性向上に資する設備投資等を行った**中小企業に、設備投資等に要した費用の一部を助成します。**中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象**です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

POINT

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

【留意事項】

業務改善助成金は、**賃金引上げ日(※)の前日までに、交付申請書等を提出いただき、労働局が受理する必要がある**。また、最低賃金の効力が生じた日以降に賃金の引き上げを行った場合、**当該最低賃金に達するまでの増額分は含まれません**のでご注意ください。

※賃金引上げ日とは、賃金規定等の増額を適用した日となり、引上げ後の賃金を実際に支払う日ではありません。

【お問合せ先】

鹿児島労働局 雇用環境・均等室
Tel 099-223-8239



非正規雇用労働者の賃上げによる処遇改善を支援します！

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）

1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

POINT

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に助成額の加算あり

【留意事項】

キャリアアップ助成金は、**賃金規定等の改定日(※)の前日までに、キャリアアップ計画を提出いただき、労働局が受理する必要がある**。また、最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定等の改定を行った場合、**当該最低賃金に達するまでの増額分は含まれません**のでご注意ください。

※改定日とは、賃金規定等の増額を適用した日となり、計画期間に含まれている必要があります。

【お問合せ先】

鹿児島労働局 職業対策課
Tel 099-219-5101



事業主・人事労務担当者の皆様の御相談に専門家の社会保険労務士がお答えします！

鹿児島働き方改革推進支援センター

社会保険労務士が会社の働き方改革や賃金引上げについて相談等による支援を**無料**で実施します。

支援内容

- ・センターへの来所・電話等の個別相談
- ・社会保険労務士が企業を訪問、コンサルティングによる支援
- ・セミナーの開催や講師派遣

【お問合せ先】

鹿児島働き方改革推進支援センター
Tel 0120-221-255

